

# プライベートコテージ八風会員規約

## 第1章 総則

### 第1条(規約の適用)

- 1.諸岡建設株式会社(以下「弊社」という。)は、プライベートコテージ八風会員規約(以下「本規約」という。)を定め、これにより、第3章に定める会員に、プライベートコテージ八風 利用(以下「本サービス」という。)を提供します。
- 2.本規約は会員が本サービスを利用する場合の一切の関係について適用します。
- 3.弊社が別途定める本サービスに関する諸規定は本規約の一部を構成するものとし、これらの諸規定が本規約と異なっている場合には、当該諸規定が優先するものとします。

### 第2条(規約の変更)

弊社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合には、あらかじめ会員に対し、本サービスを通じて通知するものとします。

### 第3条(会員への通知)

前条の他、弊社が必要と認めた場合、弊社は会員に対し随時必要な事項を、本サービスを通じて、または、通常の郵便にて通知するものとします。

## 第2章 プライベートコテージ八風

### 第4条(提供するサービス)

- 1.本サービスの内容は以下の通りとします。
  - (1)施設利用
  - (2)会員限定の情報提供サービス
  - (3)施設利用予約の優先サービス
- 2.本サービスの契約期限は入会月を初月とし12ヶ月をもって自動更新します。  
解約を希望する場合は、1ヶ月前までに申し出下さい

### 第5条(サービス提供の中止・中断)

- 1.弊社は本サービス用設備の保守作業、その他本サービス運用上やむを得ない事情によるときは、本サービスの提供を中止・中断することができるものとします。
- 2.弊社は、前項の規定により本サービスの提供を中止・中断するときは、あらかじめその旨を会員に対し、弊社ホームページならびに本サービスを通じて連絡します。ただし、緊急時やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3.弊社は本サービスの中止・中断の発生により、会員または第三者が被ったいかなる損害についても理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

## 第3章 会員

### 第6条(会員)

- 1.プライベートコテージ八風会員とは、弊社に本サービスの入会を申し込みし、別紙金額を納めた後、弊社がこれを承認することにより、弊社との間で会員契約が締結された者をいいます。なお、会員が弊社との間で締結された会員権契約を「会員権」といいます。
- 2.プライベートコテージアリア八風会員には、A会員とB会員とC会員の3種類を設けます。いずれのものも、法人会員と個人会員の2種類を設けます。

### 第7条(A会員・B会員・C会員)

- 1.A会員とは、弊社に本サービスの入会の申し込みを行い、会員償却保証金、入会金、年会費を納めた後、弊社がこれを承認することにより、弊社との間で会員契約が締結された個人もしくは法人をいいます。
  - (1)入会金は、入会時の一時金として返還されません。
  - (2)償却保証金は、将来にわたる減価償却、修繕、メンテナンス費用負担等を保証金として会員に拠出してもらい、一定の年限一定の率により保証金から減額、償却します。
  - (3)償却預託金は、1年ごとに20%減額し、期間5年間で償却致します。
  - (4)年会費は、入会月より1年間有効とし、以降1年ごとに納入頂きます。
- 2.B会員とは、弊社に本サービスの入会の申し込みを行い、入会金、年会費を納めた後、弊社がこれを承認することにより、弊社との間で会員契約が締結された個人もしくは法人をいいます。
  - (1)入会金は、入会時の一時金として返還されません。
  - (2)年会費は、入会月より1年間有効とし、以降1年ごとに納入頂きます。
- 3.C会員とは、弊社に本サービスの入会の申し込みを行い、入会金、年会費を納めた後、弊社がこれを承認することにより、弊社との間で会員契約が締結された個人もしくは法人をいいます。
  - (1)年会費は、入会月より1年間有効とし、以降1年ごとに納入頂きます。

### 第8条(A会員/個人会員・法人会員)

- 1.個人会員とは、弊社に本サービスの入会の申し込みを行い、弊社がこれを承認することにより、弊社との間で会員契約が締結された個人をいいます。
- 2.法人会員とは、弊社に本サービスの入会の申し込みを行い、弊社がこれを承認することにより、弊社との間で会員契約が締結された法人または団体をいいます。
- 3.本サービスの内容は以下の通りとします。
  - (1)施設利用日の1年前より1週間前まで予約可能
  - (2)特定日の施設使用の確約
  - (3)会員価格での施設利用の提供
  - (4)ゲストチケットハイシーズン利用券3枚・オフ及びベストシーズン利用券10枚の付与

### 第9条(B会員)

- 1.B会員とは、弊社に本サービスの入会の申し込みを行い、弊社がこれを承認することにより、弊社との間で会員契約が締結された個人をいいます。
- 2.本サービスの内容は以下の通りとします。
  - (1)施設利用日の6ヶ月前より予約可能

- (2) 会員価格での施設利用の提供
- (3) オフ及びベストシーズン利用券 5 枚の付与

#### 第 10 条(C 会員)

1. 個人会員とは、弊社に本サービスの入会の申し込みを行い、弊社がこれを承認することにより、弊社との間で会員契約が締結された個人をいいます。
2. 本サービスの内容は以下の通りとします。
  - (1) 施設利用日の 1 ヶ月前より予約可能
  - (2) 会員価格での施設利用の提供

#### 第 11 条(入会申込の方法)

1. 会員の申し込みをする場合、あらかじめ本規約を承諾の上、弊社所定の入会申込書を弊社に提出するものとします。

#### 第 12 条(会員契約の成立)

1. 会員契約は、前条の申し込みに対し、弊社の入会審査で承認したときに成立するものとします。
2. 弊社は、会員の申し込みをうけた場合でもこれを承認しない場合があります。また、弊社が申し込みを承認後に、以下のいずれかの項目に該当していることが判明したときは、会員資格を取り消すことがあります。なお、それにより損害等が発生した場合は申込者の負担とします。
  - (1) 会員契約の申し込みをした方が、預託金・入会金・利用料金の支払いを怠るおそれがあるとき。
  - (2) 過去に不正使用等により、会員契約の解除、または本サービスの利用を停止されていることが判明したとき。
  - (3) 入会申込書に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。
  - (4) 会員契約の申し込みをした方が 18 歳未満の方で、申し込みにあたり親権者の同意を得ていないとき。
  - (5) 他者への転売があったとき
  - (6) その他、弊社が会員契約の申し込みを承諾することが不相当であると判断したとき。

#### 第 13 条(変更の届出)

1. 会員は届け出をしている登録事項に変更があった場合は、速やかに所定の手続きで弊社に届け出るものとします。
3. 前項の届出を行わなかったことにより、会員が不利益を被ったとしても、弊社は一切責任を負いません。

#### 第 14 条(退会)

1. 会員が契約を解除して退会する場合は、月末をもって退会するものとし、届け出については、弊社所定の退会届を前月末日までの受付とします。  
途中退会の場合は、返金はありません

#### 第 15 条(会員資格の中断・取り消し・喪失)

1. 弊社は会員が以下のいずれかの項目に該当する場合、事前に通知することなく会員の資格を中断または取り消すことができるものとします。
  - (1) 本規約に違反したとき

(2)第 19 条の禁止事項に該当すると弊社が判断したとき

(3)会員申込時および届け出内容の変更時に虚偽の事項を申告したことが判明したとき

(4)本サービスの利用状況が本サービス運営に支障をきたすと弊社が判断したとき

(5)料金支払いの遅延または不履行があったとき

(6)クレジットカード会社、集金代行会社、金融機関等により、  
会員の指示したクレジットカードや支払口座の利用が停止したとき

(7)その他会員として不適切と弊社が判断したとき

(8)他者への転売があったとき

2.前項において、会員資格が取り消された場合、当該会員は弊社に対する債務の全額を弊社の指示により直ちに支払うものとします。

3.会員権の資格喪失にともない、会員に対して会員権のサービスの提供に支障をきたすと弊社が判断した場合、一時的に該当するサービスの提供をするための処理が出来るものとします。

#### 第 16 条(自動退会)

会員は、下記に該当する場合は、自動的に会員資格を失うものとします。

1.契約をした会員権について、弊社との間での合意解約、会員権契約の解除等、会員がその会員権者としての資格を失った場合

### 第 4 章 利用料金等

#### 第 17 条(利用料金等)

1.会員は本サービスへの入会およびその施設利用にあたり、別途定める料金規定にしたがい、利用料金を支払うものとします。また、本サービスに含まれる各個別サービスにおいて、別途料金の支払いが定められている場合には、当該料金も、各個別サービスに関して定められた条件にしたがい支払うものとします。

2.弊社は会員の承諾なく、前項の料金を変更することができるものとします。その場合は、弊社が本サービスを通じて会員に事前に通知するものとします。

3.会員は、本サービス利用に必要なすべての機器およびソフトウェア、また本サービスが提供するホームページ閲覧の接続にともない発生する通話料金を負担するものとします。

4.契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます  
宿泊日の前日から起算してさかのぼって

- ・ 20 日目にあたる日以降の解除 / 宿泊代金の 30%
- ・ 7 日目にあたる日以降の解除 / 宿泊代金の 40%
- ・ 宿泊開始日の前日の解除 / 宿泊代金の 50%
- ・ 宿泊日当日の解除、もしくは無連絡 / 宿泊代金の 100%

### 第 5 章 利用条件等

#### 第 18 条 (ペット利用規約)

- 1.会員は本サービスの施設利用にあたり、飼い犬のみの利用が可能であり、利用規約における記載事項を了承いただける方のみご利用頂けます。ご宿泊予約の申し込みにあたり、利用規約に同意いただいたとみなします。
- 2.以下の項目全てにおいて遵守しなければならないものとし、以下のいずれかの項目に該当していない事が判明した時は、会員資格を取り消すことがあります。なお、それにより損害等が発生した場合は会員の負担とします。
  - (1) 狂犬病・ワクチンの予防接種が済んでいて事前に書類の提出が可能なこと
  - (2) 決まった場所で排泄ができる・無駄吠えをしないなど基本的しつけ済んでいること
  - (3) 病気・伝染病の療養中ではなく、健康状態が良好であること
  - (4) ノミ・ダニ・寄生虫などが駆除されていること
  - (5) 生後6ヶ月以上であること
  - (6) 発情期・生理中・妊娠中ではないこと
  - (7) 5頭以内であること
- 3.以下の項目全てにおいて遵守しなければならないものとし、以下のいずれかの項目に該当していない事が判明した時は、会員資格を取り消すことがあります。なお、それにより損害等が発生した場合は会員の負担とします。
  - (1) ペット用品は備え付けておりませんのでご持参ください。
  - (2) 糞・尿をした場合、飼い主様が必ず始末を行なってください。糞の始末は必ずビニール袋に入れてください。
  - (3) 設備・備品を破損・汚した場合実費申し受けます。必ずお申し出ください。
  - (4) VIPエリア外はペット禁止エリアです。
  - (5) 2階はペット禁止です。布団の中には入れないでください。
  - (6) ペットから離れる場合犬用ガムは与えないでください。(窒息の原因となるため)
- 4.万一、「ペット同伴」のご利用によりペットが不測の事故にあわれましても、弊社は一切の責任を負いかねます。また、利用施設内で発生したトラブル、事故や、他のお客様が規約に違反したことによるものも含め、同様に責任を負いかねます。  
弊社に故意または重過失がある場合を除き、ペットに起因して利用施設または第三者が損害を被ったときは、その損害を会員に賠償していただきます。

#### 第19条(権利譲渡の禁止)

会員は提供を受ける本サービスの権利、その他本規約にもとづく権利については一身専属権として第三者に譲渡し、継承させ、または担保に供することはできないものとします。

#### 第20条(禁止事項)

弊社は、会員が本サービスを利用するにあたり、以下の行為を禁止します。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪的行為に結びつく行為
- (3) 他の会員または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (4) 他の会員または第三者を誹謗中傷したり名誉を毀損したりする行為

- (5)他の会員の会員名を不正に使用する行為
- (6)弊社の承諾なく本サービスを営利目的として利用する行為
- (7)事実と反する情報を提供する行為
- (8)本サービスの運営を妨げるような行為
- (9)本サービスを通じて提供される情報を改ざんする行為
- (10)諸法令に違反するまたは違反するおそれのある行為
- (11)その他会員として不適切と弊社が判断する行為

#### 第 21 条（反社会的勢力に関する表明保証等）

1. 会員登録希望者は、本サービスの登録時および登録後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
2. 会員が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく会員資格の停止又は取消し（以下「当該処分」といいます。）をすることができるものとします。
  - (1) 反社会的勢力に属していること
  - (2) 反社会的勢力を利用していること
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと
3. 前項各号のいずれかに該当した会員は、当社が当該処分により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

#### 第 22 条(損害賠償)

1. 会員が故意または過失により、弊社または第三者に損害を与えた場合、当該会員はその損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第 23 条(会員提供情報の消去)

1. 弊社は、会員が提供した情報等が以下の項目に該当すると判断された場合は、会員に通知することなく当該情報等を消去することができるものとします。
  - (1)第 17 条の禁止行為を行った場合
  - (2)その他弊社の判断により消去の必要がある場合
  - (3)弊社は本条の規定により、情報等を消去したこと、または消去しなかったことにより会員または第三者に発生した損害について一切責任を負いません。

#### 第 24 条(免責事項)

1. 弊社は、会員が本サービスを通じて得る情報等の正確性、有用性について責任は一切負わないものとします。
2. 理由の如何を問わず、本サービスに関連して発生した会員または第三者の損害について別途定めがある

場合を除き弊社は一切責任を負わないものとします。

3.本サービスに関連して消費者等の第三者からの問合せについて、弊社は誠実に対応するものとします。

付則

この規約は平成 30 年 4 月 1 日から実施します。